

豪雨により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

平成30年7月豪雨により被災された被保険者及び被扶養者の方の、医療費の一部負担金の徴収猶予及び被保険者証等の提示にかかる措置について下記のとおりお知らせします。

## 一部負担金の徴収猶予について

平成30年7月豪雨にかかる災害救助法の適用市町村（次頁）に住所を有する方が、保険医療機関等で受診される場合、次のいずれかの申し立てを行なうことで、当面<sup>\*</sup>一部負担金の徴収が猶予されます。

- （1）住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をしたこと
- （2）主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったこと
- （3）主たる生計維持者の行方が不明であること
- （4）主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止したこと
- （5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと

※ 当面、平成30年10月末日までの措置となります。

## 被保険者証等の提示について

平成30年7月豪雨による被災に伴い、被保険者証を紛失あるいは家庭に残したまま避難されていることにより、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）連絡先（電話番号等）
- （4）事業所名

一部負担金の徴収猶予の措置に該当する場合、被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡下さい。

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合

## 平成30年7月豪雨にかかる災害救助法の適用市町村

(平成30年7月9日現在)

【高知県】(7月6日) 安芸市・香南市・長岡郡本山町

(7月7日) 宿毛市

(7月8日) 土佐清水市・幡多郡三原村

【鳥取県】(7月6日) 鳥取市・八頭郡若桜町・八頭郡智頭町・八頭郡八頭町  
東伯郡三朝町・西伯郡南部町・西伯郡伯耆町・日野郡日南町  
日野郡日野町・日野郡江府町

【広島県】(7月5日) 広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市  
東広島市・江田島市・安芸郡府中町・安芸郡海田町  
安芸郡熊野町・安芸郡坂町

【岡山県】(7月5日) 岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市  
新見市・瀬戸内市・赤磐市・真庭市・浅口市・都窪郡早島町  
浅口郡里庄町・苦田郡鏡野町・英田郡西粟倉村  
加賀郡吉備中央町

(7月6日) 小田郡矢掛町

【京都府】(7月5日) 福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・南丹市  
船井郡京丹波町・与謝郡伊根町・与謝郡与謝野町

【兵庫県】(7月5日) 豊岡市・篠山市・朝来市・宍粟市・赤穂郡上郡町・美方郡香美町  
(7月6日) 姫路市・西脇市・丹波市・多可郡多可町・佐用郡佐用町  
(7月7日) 養父市・たつの市・神崎郡市川町・神崎郡神河町

【愛媛県】(7月5日) 今治市・宇和島市・大洲市・西予市・北宇和郡松野町  
北宇和郡鬼北町

【岐阜県】(7月6日) 高山市・関市・中津川市・恵那市・美濃加茂市・可児市  
山県市・飛騨市・本巣市・郡上市・下呂市・加茂郡坂祝町  
加茂郡七宗町・加茂郡八百津町・加茂郡東白川村  
大野郡白川村

(7月8日) 岐阜市・美濃市・加茂郡富加町・加茂郡川辺町